



平成 30 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 地盤ネットホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 山本 強
(コード番号：6072 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員
管理本部長 玉城 均
(TEL. 03-6265-1834)

平成 30 年 3 月期 有価証券報告書
提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 29 日開催の臨時取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する「有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書」を関東財務局に提出することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第 10 期 有価証券報告書（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
2. 延長前の提出期限
平成 30 年 7 月 2 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 30 年 7 月 31 日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の連結子会社である地盤ネット株式会社は、平成 30 年 5 月 23 日付「平成 30 年 3 月期決算短信の訂正の可能性に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、地盤調査機に関する売上について、会計監査人より売上取引に関する実在性および計上時期の妥当性につきご指摘を頂き、事実確認の調査および会計処理の適正性・妥当性についての検討が必要となりました。社外取締役および社外監査役に外部弁護士を中心とする社内調査委員会を設置し、本件の事実関係および影響額、発生原因について調査し、役職員への面談・聴取、取引先企業へのヒアリング、証憑の確認、調査委員による検討を行い、調査報告書を平成 30 年 6 月 29 日に会計監査人に提出いたしました。

今後、会計監査人による調査報告書の検証および追加的な監査手続き等で約 14 日間、会計監査人の決算確定のための監査手続きおよび当社による有価証券報告書の作成作業等で約 7 日間、会計監査人による有価証券報告書のチェックおよび審査と当社による有価証券報告書の最終確認並びに会計監査人からの監査報告書受領等で約 10 日間が必要と見込んでおります。

このため、当該有価証券報告書の法定期限内の提出は困難であるとの判断に至り、平成 30 年 6

月 29 日開催の臨時取締役会において、提出期限を平成 30 年 7 月 31 日とした有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請を提出することを決議いたしました。

※調査報告書につきましては、別途開示する「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」を参照下さい。

5. 今後の見通し

今回の有価証券報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上